平成２１年（フ）第７５号
福岡県八女市津江322番地４
債務者　牛島　　勉
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第１３２号
鹿児島県阿久根市赤瀬川1892番地３　県営堤山団地Ｄ棟101号
債務者　幸　　重徳
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第５７号
岩手県花巻市星が丘２丁目29番８号
債務者　高橋　　君
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１８９号
福島県いわき市小名浜字燈籠原84番地の13　県営住宅４－１
債務者　廣田　京子（旧姓西片）
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第５１号
神奈川県逗子市小坪５丁目23番10―711号
債務者　小澤美奈子（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１９７号
神奈川県横須賀市平作１丁目10番１号　第２平和荘102
債務者　斎藤　重幸
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２４４号
神奈川県横須賀市太田和１丁目43番６号
債務者　岩下　純子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１号
長野県飯田市鼎下茶屋2054番地　日置アパート17号
債務者　白子　秀雄
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第９３号
長野県飯田市水の手町2966番地２　平沢アパート
債務者　山内　綵美
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第２２４号
神奈川県横須賀市平作５丁目24番４号
債務者　川島　　唯（旧姓相馬）
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２４０号
神奈川県横須賀市汐見台２丁目16番12号
債務者　鮫島　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第１４１９号
愛知県愛西市鵜多須町松原75番地
債務者　飯田　和恵
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０７２号
名古屋市天白区池場２丁目2503番地　レインボー石薬師201号
債務者　辻村　里奈（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成１８年（フ）第２２４号
長崎県佐世保市広田３丁目254番地
破産者　株式会社山崎工務店
1　決定年月日　平成21年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２０年（フ）第１３４５号
埼玉県南埼玉郡白岡町大字下野田376番地１
破産者　斎藤青果株式会社
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５６２号
埼玉県さいたま市南区白幡１丁目13番22号テラスミール102
破産者　有限会社カンダ機工
1　決定年月日　平成21年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第２９６号
岩手県紫波郡紫波町平沢字幅63番地９
破産者　株式会社モリカ
1　決定年月日　平成21年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１７９号
東京都千代田区神田神保町３丁目17番３号
破産者　株式会社財形ビジネスコミュニケーションネット
1　決定年月日　平成21年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第２２号
沖縄県石垣市字真栄里126番地
破産者　株式会社大山建設
1　決定年月日　平成21年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所石垣支部